

議 事 日 程

令和 2 年 2 月 2 1 日

午後 1 時 3 0 分開会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課 2 月行事報告

第 5 議 案

第4号議案 議会の議決を経るべき議案について(平成 3 1 年度島原市一般会計補正予算第 4 号)

第5号議案 議会の議決を経るべき議案について(平成 3 1 年度島原市一般会計補正予算第 5 号)

第6号議案 議会の議決を経るべき議案について(令和 2 年度島原市一般会計当初予算)

第7号議案 令和元年度稽古館奨励賞の交付について

第8号議案 島原市少年センター規則の一部を改正する規則

第9号議案 第三次島原市子ども読書活動推進計画について

第10号議案 島原市文化財保護審議会委員の委嘱について

第 6 次回定例教育委員会日程

第 7 そ の 他

(1) 報告事項

① 第 2 期島原市教育大綱(案)について

② 島原市小・中学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針
(素案)について

③ 3 月行事予定表

(2) その他

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

- 第4号議案 議会の議決を経るべき議案について(平成31年度島原市
一般会計補正予算第4号)
- 第5号議案 議会の議決を経るべき議案について(平成31年度島原市
一般会計補正予算第5号)
- 第6号議案 議会の議決を経るべき議案について(令和2年度島原市
一般会計当初予算)
- 第7号議案 令和元年度稽古館奨励賞の交付について
- 第8号議案 島原市少年センター規則の一部を改正する規則
- 第9号議案 第三次島原市子ども読書活動推進計画について
- 第10号議案 島原市文化財保護審議会委員の委嘱について

令和2年2月21日 定例会

第4号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき議案について、別紙平成31年度島原市一般会計補正予算第4号（教育委員会関係費）のとおり議会に提出することの承認を求める。

令和2年2月21日 提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条、及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を求めるものである。

2 歳 入

(家) 9 地方交付税
(項) 1 地方交付税

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
9	地方交付税	59 ^億 9,994 ^千 9	6,064 ^千 3	60 ^億 6,059 ^千 2
	地方交付税	59 ^億 9,994 ^千 9	6,064 ^千 3	60 ^億 6,059 ^千 2
	1 地方交付税	59 ^億 9,994 ^千 9	6,064 ^千 3	60 ^億 6,059 ^千 2
13	国庫支出金	39 ^億 3,575 ^千 5	3,173 ^千 0	39 ^億 6,748 ^千 5
	国庫負担金	33 ^億 6,273 ^千 7	2,650 ^千 5	33 ^億 8,924 ^千 2
	1 民生費国庫負担金	33 ^億 6,273 ^千 7	2,650 ^千 5	33 ^億 8,924 ^千 2
2	国庫補助金	5 ^億 3,404 ^千 2	522 ^千 5	5 ^億 3,926 ^千 7
	2 民生費国庫補助金	2 ^億 3,129 ^千 2	522 ^千 5	2 ^億 3,651 ^千 7
14	県支出金	22 ^億 1,217 ^千 2	1,181 ^千 6	22 ^億 2,398 ^千 8
	県負担金	13 ^億 4,340 ^千 9	1,410 ^千 3	13 ^億 5,751 ^千 2
	2 民生費県負担金	13 ^億 3,696 ^千 5	1,410 ^千 3	13 ^億 5,106 ^千 8
2	県補助金	8 ^億 3,573 ^千 8	△228 ^千 7	8 ^億 3,345 ^千 1
	6 土木費県補助金	6,503 ^千 3	△228 ^千 7	6,274 ^千 6
15	財産収入	4,166 ^千 4	1,783 ^千 0	5,949 ^千 4
	財産運用収入	3,921 ^千 5	1,783 ^千 0	5,704 ^千 5
	2 基金運用収入	3,564 ^千 6	1,783 ^千 0	5,347 ^千 6
16	寄 附 金	5 ^億 296 ^千 5	15 ^千 0	5 ^億 311 ^千 5
	寄 附 金	5 ^億 296 ^千 5	15 ^千 0	5 ^億 311 ^千 5
	5 教育費寄附金	30 ^千 5	15 ^千 0	45 ^千 5

(一般会計

)

(単位：千円)

節		金 額	説 明
区 分			
1 地方交付税		6,064 ^千 3	1 普通交付税
1 社会福祉費負担金		2,650 ^千 5	1 障害者自立支援給付費負担金
1 社会福祉費補助金		522 ^千 5	1 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
1 社会福祉費負担金		1,410 ^千 3	1 保険基盤安定負担金 (後期高齢者医療分) 2 障害者自立支援給付費負担金
5 下水道費補助金		△228 ^千 7	1 浄化槽設置整備事業費補助金
1 利子及び配当金		△174 ^千 1	1 財政調整基金利子 2 市債管理基金利子 3 公共施設等整備基金利子 4 地域振興基金利子 5 外港地区環境整備基金利子 6 有明町下水道事業基金利子 7 島原城整備基金利子
2 有価証券運用収入		1,957 ^千 1	1 債券運用収入
1 教育総務費寄附金		10 ^千 0	1 北村西望基金寄附金

(款) 16 寄 附 金
(項) 1 寄 附 金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
17	繰 入 金	17 ^億 6,278 ^千 4		17 ^億 3,121 ^千 6
1	基金繰入金	17 ^億 6,278 ^千 4	△3,156 ^千 8	17 ^億 3,121 ^千 6
2	市債管理基金繰入金	3 ^億 0 ^千 0	△3,156 ^千 8	2 ^億 6,843 ^千 2
20	市 債	33 ^億 6,940 ^千 0	△2 ^億 2,993 ^千 1	31 ^億 3,946 ^千 9
1	市 債	33 ^億 6,940 ^千 0	△2 ^億 2,993 ^千 1	31 ^億 3,946 ^千 9
1	総 務 債	1 ^億 6,910 ^千 0	△2,040 ^千 0	1 ^億 4,870 ^千 0
4	農林水産業債	6,250 ^千 0	700 ^千 0	6,950 ^千 0
5	土 木 債	5 ^億 1,600 ^千 0	1,620 ^千 0	5 ^億 3,220 ^千 0
8	災害復旧債	16 ^億 7,330 ^千 0	△2 ^億 1,860 ^千 0	14 ^億 5,470 ^千 0
9	臨時財政対策債	4 ^億 6,000 ^千 0	△1,413 ^千 1	4 ^億 4,586 ^千 9

(一般会計)

(単位：千円)

節		金 額	説 明
3	保健体育費 寄附金	5 ^千 0	1 スポーツ振興基金寄附金
1	市債管理基金繰入金	△3,156 ^千 8	1 市債管理基金繰入金
1	総 務 債	△2,040 ^千 0	1 新庁舎整備事業費
1	農 業 債	700 ^千 0	1 県営ため池整備事業費負担金
1	道路橋りょう債	1,620 ^千 0	1 道路橋りょう整備事業費
1	その他公共 施設・公用 施設災害復 旧債	△2 ^億 1,860 ^千 0	1 庁舎災害復旧事業費
1	臨時財政対策債	△1,413 ^千 1	1 臨時財政対策債

(款) 10 教育費

(一般会計)

節		説	明
区 分	金 額		
25 積 立 金	10 ⁷ 0	1 事務局経費 北村西望賞基金積立金	100 (100)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
10						
	教 育 費	21億8,717千円	15千円	21億8,732千円	15千円	
1	教育総務費	3億2,571千円	10千円	3億2,581千円	10千円	
	2 事務局費	3億2,308千円	10千円	3億2,318千円	その他 10千円	

(一般会計)

(単位：千円)

区 分	節		説 明
	金 額		
25 積 立 金	5,70	1 スポーツ振興総務経費 (1) スポーツ振興総務経費 スポーツ振興基金積立金	50 (50) (50)

(一般會計)

繰越明許費説明書

款	項	事業名	事業費	繰越明許費繰越額	翌年度繰越額	左の財源内訳										繰越理由
						既 特 定 財 源	入 源	未 定 財 源	収入 財 源	未収入特定財源の内訳				一 般 財 源		
										国	県	支 出 金	地 方		債 そ の 他	
10款 教育費	2項 小学校費	(臨)小学校施設整備費	円	円	21,250,000				円	円	円	円	円	・第二小学校体育館増築外トイレ改築工事 7,750,000円 ・第五小学校特別教室棟トイレ改修工事 13,500,000円 ・国の補正予算に伴う予算計上であり、年度内の工期が不足し完成が見込まないため。 ・補助率：配分基礎額(トイレ単価292,900円×面積三小18㎡+五小38.87㎡)×1/3 + 事務費1%		
			21,250,000	5,607,000						0	15,643,000					
教育費	中学校費	(臨)中学校施設整備費	円	円	28,267,000				円	円	円	円	・第一中学校運動場脇トイレ改修工事 5,352,000円 ・第二中学校屋外トイレ改築工事 22,915,000円 ・国の補正予算に伴う予算計上であり、年度内の工期が不足し完成が見込まないため。 ・補助率：配分基礎額(トイレ単価292,900円×面積一中12.42㎡、二中39.29㎡)×1/3 + 事務費1%			
			28,267,000	5,098,000					0	23,169,000						

H31年9月
2号補正

H31年9月
2号補正

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
- (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (11) **教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。**
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。
- (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

第5号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき議案について、別紙平成31年度島原市一般会計補正予算第5号（教育委員会関係費）のとおり議会に提出することの承認を求める。

令和2年2月21日 提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条、及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を求めるものである。

2 歳 入

(款) 13 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
13	国庫支出金	39 ^億 6,748 ^万 5	2 ^億 2,995 ^万 2	41 ^億 9,743 ^万 7
2	国庫補助金	5 ^億 3,926 ^万 7	2 ^億 2,995 ^万 2	7 ^億 6,921 ^万 9
5	教育費国庫補助金	9,519 ^万 1	2 ^億 2,995 ^万 2	3 ^億 2,514 ^万 3
17	繰 入 金	17 ^億 3,121 ^万 6	90 ^万 4	17 ^億 3,212 ^万 0
1	基金繰入金	17 ^億 3,121 ^万 6	90 ^万 4	17 ^億 3,212 ^万 0
1	財政調整基金繰入金	9,018 ^万 6	90 ^万 4	9,109 ^万 0
20	市 債	31 ^億 3,946 ^万 9	3 ^億 4,740 ^万 0	34 ^億 8,686 ^万 9
1	市 債	31 ^億 3,946 ^万 9	3 ^億 4,740 ^万 0	34 ^億 8,686 ^万 9
7	教 育 債	2 ^億 5,600 ^万 0	3 ^億 4,740 ^万 0	6 ^億 340 ^万 0

(一般会計)

(単位：千円)

節		金 額	説 明
区 分			
1 小学校費補助金	8,608 ^万 5	1 学校施設環境改善交付金	
2 中学校費補助金	1 ^億 4,386 ^万 7	1 学校施設環境改善交付金	
1 財政調整基金繰入金	90 ^万 4	1 財政調整基金繰入金	
1 小学校債	1 ^億 2,900 ^万 0	1 小学校施設整備事業費 2 小学校非構造部材耐震化事業費	17,100 111,900
2 中学校債	2 ^億 1,840 ^万 0	1 中学校施設整備事業費 2 中学校非構造部材耐震化事業費	23,600 194,800

3 歳 出

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

10	2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	21 ^億 8,732 ^千 0	5 ^億 7,825 ^千 6	27 ^億 6,557 ^千 6	5 ^億 7,735 ^千 2	90 ^千 4
		小学校費	5 ^億 3,310 ^千 5	2 ^億 1,582 ^千 8	7 ^億 4,893 ^千 3	2 ^億 1,508 ^千 5	74 ^千 3
		3 学校整備費	1 ^億 7,043 ^千 6	2 ^億 1,582 ^千 8	3 ^億 8,626 ^千 4	国庫支出金 8,608 ^千 5 地方債 1 ^億 2,900 ^千 0	74 ^千 3

(一般会計)

(単位：千円)

区 分	節		説 明
	金 額		
4 共 済 費	20 ^千 7	1 小学校施設整備費	215,828
7 賃 金	122 ^千 1	(1) 非構造部材耐震化事業	(163,952)
13 委 託 料	240 ^千 0	社会保険料	(138)
15 工事請負費	2 ^億 1,200 ^千 0	臨時技術員賃金	(814)
		工事請負費	(163,000)
		(2) 降灰防除事業	(51,876)
		社会保険料	(69)
		臨時技術員賃金	(407)
		設計業務委託料	(2,400)
		工事請負費	(49,000)

(単位：千円)

節		金 額	説 明
区 分	金 額		
4 共 済 費	20 ⁷	1	中学校施設整備費
7 賃 金	122 ⁷ 1	(1)	非構造部材耐震化事業
13 委 託 料	300 ⁷ 0		社会保険料
15 工事請負費	3 ⁸ 5,800 ⁷ 0		臨時技術員賃金
			工事請負費
			(2) 降灰防除事業
			社会保険料
			臨時技術員賃金
			設計業務委託料
			工事請負費
			362,428
			(290,952)
			(138)
			(814)
			(290,000)
			(71,476)
			(69)
			(407)
			(3,000)
			(68,000)

繰越明許費説明書

款	項	事業名	事業費	繰越明許費繰越額	翌年度繰越額	左の財源内訳						繰越理由	
						既 特 定 財 源	入 未 特 定 財 源	収入	国庫支出金	地方債	その他の		一般財源
10款 教育費	2項 小学校費	(臨)非構造部材耐震化事業	円 163,952,000	円 163,952,000	円 163,952,000	円	円	円	円	円	円	円	・第五小学校外壁改修及び屋上防水改修工事 ・国の補正予算に伴う予算計上であり、年度内の工期が不足し完成が見込まないため。 ・補助率：対象事業費（防水工事除く）×1/3＋事務費1%
						円 51,476,000	円 51,476,000	円 0	円 0	円 112,476,000			
						13款 国庫支出金	2項 国庫補助金	6目 教育費国庫補助金	1節 小学校費補助金	1細節 学校施設環境改善交付金			
						円 51,476,000	円 34,609,000	円 0	円 0				
						13款 国庫支出金	2項 国庫補助金	6目 教育費国庫補助金	1節 小学校費補助金	1細節 学校施設環境改善交付金			
教育費	中学校費	(臨)非構造部材耐震化事業	円 290,952,000	円 290,952,000	円 290,952,000	円	円	円	円	円	円	円	・第二中学校エアコン更新工事 ・国の補正予算に伴う予算計上であり、年度内の工期が不足し完成が見込まないため。 ・補助率：対象事業費（防水工事除く）×1/3＋事務費1%
						円 96,061,000	円 96,061,000	円 0	円 0	円 194,891,000			
						13款 国庫支出金	2項 国庫補助金	6目 教育費国庫補助金	2節 中学校費補助金	1細節 学校施設環境改善交付金			
						円 96,061,000	円 47,806,000	円 0	円 0	円 23,670,000			
						13款 国庫支出金	2項 国庫補助金	6目 教育費国庫補助金	2節 中学校費補助金	1細節 学校施設環境改善交付金			

R2年3月
4号補正

R2年3月
4号補正

R2年3月
4号補正

R2年3月
4号補正

第 6 号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき議案について、別紙令和 2 年度島原市一般会計当初予算（教育委員会関係費）のとおり議会に提出することの承認を求める。

令和 2 年 2 月 2 1 日 提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条、及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 1 1 号の規定により、教育委員会の承認を求めるものである。

第 7 号議案

令和元年度稽古館奨励賞の交付について

令和元年度稽古館奨励賞を別紙の者に交付することについて、承認を求める。

令和 2 年 2 月 2 1 日 提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

令和元年度稽古館奨励賞実施要項に従い、稽古館奨励賞を交付しようとするものである。

令和元年度 稽古館奨励賞候補者一覧

別 紙

学 校 名	学年	氏 名	性別	
				文 化 ・ 生 徒 会 ・ ボ ラ ン テ ィ ア 等
第一小学校	6 年	まつざき 松崎 まさよし 正義	男	登校後の朝ボランティアに積極的に参加するなど、他の模範になった。
第二小学校	6 年	こが 古賀 はるな 暖菜	女	責任感があり、委員会活動や縦割り、登校班での活動も安心して任せることができた。 霊丘バスケットボール部キャプテン セミナリオ版画展入賞
第三小学校	6 年	しばおか 柴岡 きずな 絆聖	女	ボーイスカウトの一員としてボランティア活動に参加した。 交通少年団団員
第四小学校	6 年	よしだ 吉田 なおひと 直仁	男	児童会企画委員。代表委員会での司会進行がうまく、会をスムーズに進めることができた。 男女学年を問わず、どの子にも優しく接することができた。 朝のあいさつ運動や清掃ボランティア活動に積極的に取り組んだ。 長崎県読書感想文コンクール 入選
第五小学校	6 年	しのざき 篠崎 あいか 愛花	女	素直で、優しい性格である。委員会やボランティア等に進んで活動することができた。
三会小学校	6 年	はやしだ 林田 もえ 萌	女	運営委員会（児童会）でリーダーシップを発揮した。
大三東小学校	6 年	きだ 木田 けいすけ 圭祐	男	豊後高田市との交流事業お別れセレモニー時、市児童代表としてあいさつを行った。堂々とした立派な態度のあいさつは、自分の思いを込めた素晴らしい内容でたくさんの共感を得ていた。
高野小学校	6 年	しばた 柴田 そうま 楓馬	男	6年生で最も多く300冊を超えているのが当該児童のみであった。 図書の貸し出し冊数334冊(2/12現在)
湯江小学校	6 年	もり 森 あおば	女	人に対して優しく接し、困っている人たちのために役に立ちたいという思いをもっていた。 長崎県読書感想文 佳作（課題図書の部） 有明地区青少年健全育成会議主催 青少年の意見発表会発表

学 校 名	学年	氏 名	性別	
				文 化 ・ 生 徒 会 ・ ボ ラ ン テ ィ ア 等
第一中学校	1 年	ふくしま 福島 葵	女	困っている子にも、優しく接し支援することができた。 全国中学生人権作文コンテスト 長崎県教育委員会教育長賞
	2 年	ながはし 長橋 さ 葵	女	学級評議員として、まじめに取り組むことができた。 市統一テスト1位 英検 2 級 吹奏楽部 県吹奏楽コンクール金賞 県アンサンブルコンテスト銀賞
	3 年	こやなぎ 小柳 りく 陸	男	人に対してやさしく友達との関係も良好であった。 市統一テスト1位
第二中学校	1 年	しらいし 白石 ゆい	女	生徒会役員の会計として活躍していた。 県イングリッシュパフォーマンスコンテスト優良賞 長崎新聞中学生英語暗唱大会優秀賞
	2 年	くめ 久米 ゆさ 有佐	女	生徒会会計として、あいさつ運動など責任をもって行った。 3 学期からは、学級の総務（委員）として活躍した。
	3 年	くわしま 桑島 いぶき 昂輝	男	生徒会文化部委員長として、進行等を率先して行うことができた。 社会を明るくする運動長崎県弁論大会最優秀賞
第三中学校	1 年	たけが 竹葉 しずる 寧流	女	2 学期の学級の総務（委員）として表に立って活動し、みんなから推薦されるとともに、自分からやる気をもって学年で2名の生徒会特別役員となった。
	2 年	きのした 木下 ともひろ 智博	男	生徒会の学習部長として熱心に活動した。 塩野直道祈念「第7回算数・数学の自由研究」 作品コンクール長崎県優秀賞（理科教育研究所） ジュニアドクター育成塾 数学コース参加（長崎大学）
	3 年	よしおか 吉岡 りん	女	生徒会副会長として、今年度取り組んだボランティア活動で、生徒への啓発のためのプレゼンテーションの工夫などを積極的に行った。
三会中学校	1 年	たなか 田中 ことね 琴音	女	生活面全般において、全体のために頑張ろうとする意欲がみられた。 ショパン国際コンクールインアジアピアノ 全国大会出場
	2 年	かとう 加藤 ももか 桃香	女	生徒会書記として、集団を率いる力がみられた。 女子ソフトテニス部主将
	3 年	うえだ 上田 えみり	女	生徒会文化委員長として文化祭を企画運営し、自らあいさつをした。 生活態度が大変よく、望ましいと思うことを周囲へ助言することができた。 第18回全国中学校総合文化祭兼第13回長崎県中学校総合文化祭美術科ポスター部門入選・技術・家庭科部門入選
有明中学校	1 年	さかい 堺 ゆずき 柚貴	女	実行委員などに立候補し、率先して取り組むことができた。 英検準 2 級 読書感想文優秀賞 人権集会 平和集会での意見発表
	2 年	ほんだ 本多 あず	女	生徒会副会長として、周囲の信頼が厚い。困っている人へ手を差し伸べることができる。 バスケットボール部主将
	3 年	まえだ 前田 おうが 旺駕	男	生徒会会長 剣道部主将 誰にでも公平に接し、優しく礼儀正しい。 積極的な学習態度で家庭学習に熱心に取り組む。

1 稽古館奨励賞の創設理由

現在、島原市の児童生徒において、文化情操面（徳）については、北村西望教育美術展が体育・運動面（体）については、有馬スポーツ賞があり、それぞれの分野で顕著な功績があった児童生徒については、これまで、長く表彰してきた。

今回、学術面（学）における市独自の賞 稽古館奨励賞を創設することにより、より知・徳・体の調和のとれた本市の児童生徒を育成するとともに、とりわけ学力向上の推進を図る。

2 交付

（１）対 象 各学校・対象学年１名

小学校 ６年 ９名 中学校 １・２・３年 各５名 計 ２４名

（２）期 日 ３月中旬以降

（３）交付基準

学術面（学力・文化活動・生徒会活動・ボランティア等）において優秀な児童生徒に交付する。

① 学力面は、

○各学校の校内における下記教科の学習状況について、優秀な児童生徒上位３～５名程度を推薦候補とする

小学校 ６年 … 国・社・算・理（４教科）

中学校 １～３年 … 国・社・数・理・英（５教科）

○評価期間 平成３１年度４月～令和元年１２月

○評価基準 各学校における学年統一したテスト結果の平均など

② 文化活動・生徒会活動・ボランティア等、各分野において優秀な実績をもつ児童生徒を推薦する。

（例）感想文、弁論、皆勤賞、社会体育・部活動（有馬スポーツ賞除く） など

①の上位３～５名程度の中で、文化活動等の分野において優秀な実績があれば、備考に記入する。

基準：感想文、弁論などは、県レベルのコンクール等で入選している。

①と②の結果を加味して、５名以内の児童生徒を推薦する。

なお、該当児童生徒において、生徒指導上等の問題がある場合は対象から除外する。

（４）各学校から、推薦を受け、定例教育委員会で決定する。

（５）日程

２月１３日（木） 推薦締切 各学校⇒市教委

２月１３日～２月２０日 稽古館奨励賞検討（教育委員会事務局）

２月２１日 ３月定例教育委員会 決定

３月１３日（金） 各学校へ決定通知

3 備考

（１）表彰：学校表彰

（２）公表

保護者向け文書送付（稽古館奨励賞の目的等）

第8号議案

島原市少年センター規則の一部を改正する規則

島原市少年センター規則（昭和46年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（少年補導委員の職務）

第6条 少年補導委員は、概ね次の職務を行う。

- （1） 児童生徒の非行化を防止するための巡回補導
- （2） 児童生徒の安全確保のための巡回補導
- （3） 少年センターの実施する事業への協力
- （4） 前各号に掲げるもののほか、児童生徒の健全育成のために必要と認める事項

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月21日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方公務員法の一部改正により、特別職非常勤職員が「専門的な知識経験に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化され、島原市報酬及び費用弁償条例から少年補導委員の規定が削除されることに伴い所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市少年センター規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解説及び資料
島原市少年センター規則 (少年補導委員の職務) 第6条 少年補導委員は、概ね次の職務を行う。 (1) 児童生徒の非行化を防止するための巡回補導 (2) 児童生徒の安全確保のための巡回補導 (3) 少年センターの実施する事業への協力 (4) 前各号に掲げるもののほか、児童生徒の健全育成のため に必要と認める事項	島原市少年センター規則 (少年補導委員の報酬) 第6条 少年補導委員には、島原市報酬及び費用弁償条例 (昭和31年島原市条例第19号)に規定する報酬を支給す る。	【第6条の改正】 第6条は、少年補導委員が非 常勤特別職としての位置づけで あることから報酬の支給につい て規定していた。 地方公務員法の一部改正によ り、特別職非常勤職員が「専門的 な知識経験に基づき、助言、調査 等を行う者」に厳格化され、島原 市報酬及び費用弁償条例から少年 補導委員の規定が削除されること になった。【令和2年4月1日施 行】 このため、報酬の規定を削除す るとともに、少年補導委員の具 体的な活動内容を新規に規定す るもの。

第 9 号議案

第三次島原市子ども読書活動推進計画について

第三次島原市子ども読書活動推進計画を別冊のように策定する。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

子どもの読書活動の推進に関する法律第 9 条第 2 項の規定により、第二次島原市子ども読書活動推進計画を策定しているが、本計画の期間が満了となることから、第三次島原市子ども読書活動推進計画を策定しようとするものである。

(参考)

子どもの読書活動の推進に関する法律

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

第 10 号議案

島原市文化財保護審議会委員の委嘱について

島原市文化財保護審議会委員として、次の者を委嘱する。

氏 名	住 所（職場等）	年 齢	年 数	備 考
本 田 瑛 子	島原市上の原 1 丁目 6207 番地 2	73	0	

（任期：令和 2 年 2 月 21 日から令和 3 年 9 月 30 日）

令和 2 年 2 月 21 日 提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市文化財保護条例第 15 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(参考)

島原市文化財保護条例（抜すい）

（文化財保護審議会）

第15条 文化財保護法第190条の規定に基づき、文化財の保護及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、必要な事項を調査審議するため、島原市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員7人以内をもつて組織し、その委員は学識経験を有する者のうちから委員会が委嘱する。

3 前条の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 審議会の組織運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(参考)

島原市文化財保護審議会委員名簿

氏 名	住 所（職場等）	年 齢	年 数	備 考
松 尾 卓 次	島原市宮の町662-4	8 4	1 7	
岩 永 泰 賢	島原市寺町6239-1	7 1	2 9	
宮 本 次 人	島原市有明町大三東 戊1906	6 8	1 3	
長 井 大 輔	島原市新湊二丁目 2130-1-201	4 3	6	
根 井 淨	島原市新山一丁目8716-46	6 9	2	
釘 田 雅 昭	島原市城見町4220-2	6 8	2	

（任期：令和元年10月1日から令和3年9月30日）

島 原 市 教 育 委 員 会

報 告 事 項

- 行事報告
- 行事予定表
- 第2期島原市教育大綱（案）について
- 島原市小・中学校の教育職員の在校等時間の
上限に関する方針（素案）について

令和2年2月21日 定例会

教育委員会 3月定例会 報告事項

[2月]

(教育総務課)

[illegible]

教育委員会 3月定例会 報告事項

[2月]

(学校教育課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
3	月	あいさつ運動	7:30	市内各所	平田、中村、森田、小鉢
4	火	NIE実践報告会	13:00	活水女子大学	小鉢
5	水	消防職員意見発表会	10:00	消防本部	平田
7	金	定例校長会	9:30	杉谷公民館	課長、平田、中村、森田、園田、小鉢
10	月	第3回長崎県英語教育推進協議会	9:00	長崎大学	中村
10	月	「学校安全総合支援事業」モデル地域成果発表会	13:00	長崎県庁	小鉢
10	月	市庁舎建設推進プロジェクトチーム会議	13:30	本庁	塩田
10	月	平成31年度島原・雲仙・南島原地区初任者研修実施運営委員会	14:00	南有馬庁舎	教育長、園田
10	月	平成31年度島原・雲仙・南島原地区中堅教諭等資質向上研修実施運営委員会	14:45	南有馬庁舎	教育長、園田
12	水	高校入試改革にかかる説明会	9:00	島原文化会館	小鉢
12	水	5歳児健診	13:30	島原市保健センター	園田
12	水	県南地域歯科保健推進協議会	13:30	県南保健所	森田
14	金	島原市特別支援学級合同お別れ会	9:45	有明総合文化会館	教育委員、教育長、園田
14	金	学校の情報環境整備に関する説明会	12:30	ミライon図書館	小鉢
14	金	献立案作成検討委員会	14:00	杉谷公民館	塩田
15	土	令和元年度島原市・雲仙市・南島原市知的障害理解啓発研修	13:00	島原市福祉センター	教育長、園田
17	月	長崎県統合型校務支援システム導入検討委員会	9:30	県庁	園田
17	月	定例教頭会	10:30	三会公民館	教育長、課長、平田、中村、森田、小鉢
17	月	学力向上研修会	13:30	有明公民館	小鉢
18	火	島原市非常勤職員面接	9:30	島原文化会館	課長、平田、中村、森田、園田、小鉢、塩田
18	火	生徒指導推進協議会	13:00	長崎県教育センター	小鉢
19	水	島原市非常勤職員面接	9:30	島原文化会館	中村、小鉢
19	水	新しい評価の在り方に関する地区別研修会（小学校）	10:00	有明総合文化会館	平田
19	水	心の教室相談員等連絡協議会	14:00	適応指導教室	小鉢、原田
20	木	教務主任会	14:00	杉谷公民館	園田、小鉢
20	木	島原市学校事務共同実施連絡協議会	15:00	有明公民館	教育長、課長、中村
20	木	第2回島原半島3市特別支援教育連絡協議会	15:00	島原特別支援学校高等部	園田
20	木	学校給食研究会	15:30	杉谷公民館	森田
21	金	地区別教育長会	10:00	有明文化会館	教育長、課長、平田、中村
21	金	定例教育委員会	13:30	有明庁舎	教育委員、教育長、次長、課長
21	金	島原市生徒指導に関する研修会	14:00	有明公民館	小鉢
21	金	養護教諭部会	14:00	杉谷公民館	森田
21	金	第2回島原市高齢者見守りネットワーク協議会	15:00	ホテルシーサイド島原	園田
27	木	市中体連理事会	14:20	森岳公民館	小鉢
27	木	教科書給与事務システム研修会	15:00	第一小学校	塩田

島原市教育委員会 3月定例会報告事項

【令和2年2月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
1	土	市民文化講座「わが二束草鞋の人生」	13:30	森岳公民館	中村、林田
3	月	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長以上、小山、森
4	火	島原半島文化賞審査会	10:00	森岳公民館	教育長、課長、中村、吉田
4	火	人事評価面談	16:15	有明庁舎	課長
7	金	第3回県下少年センター所長会	14:00	大村市	課長
10	月	第71回梅林俳句会	12:00	森岳公民館	教育長、課長、小山、松本指導員
12	水	白山公民館運営委員会	10:00	白山公民館	課長、藤井、大川
13	木	読書活動推進計画策定委員からの報告	10:00	教育長室	教育長、次長、課長、藤井
13	木	例規審査委員会	14:30	外港庁舎	課長
13	木	市少年センター少年補導委員会	19:30	森岳公民館	課長、藤井、入江指導監
14	金	県社会教育主事等連絡協議会理事会	9:30	長崎県庁	課長
14	金	県社会教育委員連絡協議会理事会	13:30	長崎県庁	藤井、金子委員長
17	月	杉谷公民館運営委員会	10:00	杉谷公民館	課長、藤井、芦塚
17	月	非常勤職員面接（松平文庫、薬園）	13:00	有明公民館	課長、中村、林田
17	月	安中公民館運営委員会	19:00	安中公民館	課長、藤井、野口
18	火	森岳公民館運営委員会	10:00	森岳公民館	課長、藤井、湯田
18	火	康平忌打合せ	13:30	森岳公民館	課長、吉田
19	水	社会教育担当者会	9:30	森岳公民館	課長、藤井
19	水	島原図書館協議会	14:00	島原図書館	課長、藤井
19	水	霊丘公民館運営委員会	19:00	霊丘公民館	課長、藤井、水田
19	水	肥前島原子ども狂言閉講式	20:00	島原文化会館	教育長、中村、吉田
20	木	非常勤職員面接（社会教育指導員、公民館）	10:30	有明公民館	課長、藤井、小山
21	金	三会公民館運営委員会	10:00	三会公民館	課長、藤井、植木
21	金	島原城跡櫓台所有者（本村氏）との打合せ	17:00	所有者宅	課長、中村、宇土
25	火	有明公民館運営委員会	10:00	有明公民館	課長、藤井、森
※ 各地区にて高齢者学級7回（担当：野口）・女性学級9回開催（担当：松本）					

【付記事項】

10	月	島原親善人形の会総会	19:00	第一小学校	課長
11	火	天神講「書写展示会」表彰式	9:30	杉谷公民館	教育長、芦塚
13	木	中学校文化部活動連盟事務局来庁	11:00	教育長室	教育長、課長、藤井
15~16 (土~日)		有明公民館まつり	10:00	有明公民館	教育長、森
21	金	市P連第3回常任委員会	19:00	シーサイド島原	藤井

教育委員会 3月定例会 報告事項

[2月]

(スポーツ課)

[illegible]

令和2年3月行事予定表

令和2年2月21日現在

太字ゴシック 教育委員出席予定
◎ 教育長出席
○ 教育次長出席
△ 関係課長出席

島原市教育委員会

日	曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1	日				
2	月		定例校長会 9:30 杉谷公 ◎△	朝のあいさつ運動 7:30 市内一円 ◎○△ 島原城跡保存活用計画策定検討委員と市長との面談 13:00 外港庁舎 ◎○△	
3	火	3月議会一般質問(予定)◎○△			
4	水	3月議会一般質問(予定)◎○△			
5	木	3月議会一般質問(予定)◎○△			
6	金	3月議会一般質問(予定)◎○△			
7	土				有馬スポーツ賞表彰式10:00有馬武道館◎○△
8	日			初市顕彰俳句会 12:00 霊丘公民館 △	スポーツ少年団送別サッカー大会8:30平成町人工芝G
9	月	総務委員会(予定)◎○△			
10	火	産業建設委員会(予定)◎○△			
11	水	教育厚生委員会(予定)◎○△			
12	木		定例教頭会 10:30 ◎△		
13	金	予算審査特別委員会(予定)◎○△			
14	土			島原半島文化賞表彰式 10:00 島原文化会館 ◎△	
15	日				市民親睦ソフトボール大会8:30三会ふれあい
16	月				
17	火		中学校卒業式 9:30 ◎○△(9:20有明中)		
18	水		小学校卒業式 9:30 ◎○△(9:20湯江小)	少年センター運営協議会 15:00 森岳公民館 ◎○△ 市民文化講座「近世初期における大名と古典」 19:00 森岳公民館 △	
19	木	3月議会最終日・表決(予定)◎○△			
20	金	春分の日			
21	土				
22	日			市民文化講座「これからの日米親善人形交流」 15:00 島原城観光復興記念館 △	
23	月				
24	火				
25	水				県体育協会評議員会16:00県営野球場
26	木				喜多旗争奪島原半島小中学校親善柔道大会10:00有馬武道館
27	金	辞令交付式 市議会議場 9:00 ◎			
28	土			特別講座「“文化財保護”ってなあに？」10:00 森岳公民館 △	
29	日				
30	月				
31	火		退職者辞令交付式 11:30 ◎○△ 議会議室		

(案)

第 2 期 島原市教育大綱

イメージに合わせた「写真」
「しまばらんのイラスト」等
を挿入予定

令和 2 年 3 月

長崎県島原市



1 策定の趣旨

平成27年4月施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、各地方公共団体の長は、その地域の実情に応じて当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。

本市でも法改正の趣旨を踏まえ平成28年3月に「島原市教育大綱」を策定し、“とことん子育てにやさしい教育のまち島原”の実現に向けて取り組んできました。

現大綱の対象期間が令和元年度末をもって終了することから、島原市総合教育会議（市長・教育長・教育委員で構成）の協議結果や市の最上位計画である「第7次島原市市勢振興計画」（令和2年3月策定）との整合性を踏まえ、新たに「第2期島原市教育大綱」を策定するものです。

2 位置付け

本大綱は、国及び長崎県の教育行政の動向、社会環境の変化、多様化する市民ニーズなどを勘案した上で、本市の将来都市像を定める「第7次島原市市勢振興計画」に基づき、本市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する分野の指針として位置付けます。

また、具体的な施策や事務事業については、「第2期島原市教育振興基本計画」において展開することとします。

3 対象期間

令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの4年間とします。

4 目標

1 確かな学力を身に付けた、心豊かでたくましく生きる子どもの育成

（1）学力向上対策の充実

確かな学力を身に付けるとともに、グローバル化や情報化が急速に進む現代社会において、主体的に課題を解決し、能力を生かして自ら活躍の場を切り拓くことのできる人材の育成に努めます。

（2）地域と連携した豊かな心の育成

あいさつ運動や地域行事等の活動を通して郷土愛を育み、積極的に学校を地域に開き、地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図ります。

また、幼児・園児を含む就学前教育についても、福祉・医療の関係機関及び幼・保・小との連携を軸とした教育に取り組みます。

さらに、いじめ・不登校・虐待問題については、医療機関等と連携し、行政・学校・専門機関が一体となり、相談業務の充実を図りながら未然防止を念頭に早期発見・早期解決に努めます。

（３）国際化、情報化に対応した人材の育成

小・中学校における外国語教育のさらなる充実を図るため、授業における ALT の有効活用や、自分の考えをしっかりと表現できコミュニケーション能力を有する人材の育成に努めます。

また、他国の文化や生活習慣についての理解を深めるなど、国際理解の推進を図ります。

さらに、情報化社会を生き抜くために必要な資質、能力を培うための取組を進めます。

（４）健やかな体の育成

食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を推進するとともに、就学前から小・中学校まで連続したフッ化洗口事業の普及啓発を通して虫歯予防に取り組み口腔の健康に努めます。

２ 豊かな心と郷土愛を育む、強い絆で結ばれた地域づくり

（１）子どもから大人まで自由に学び合える学習体制の充実

公民館を拠点として、いつでもどこでも誰でも学ぶことができ、学習で得た成果を地域に還元できる体制づくりに努めます。

社会教育関係団体の育成を図り、地域に根ざした活動の活性化を通して、会員の個性と能力を伸ばし、生きる力と豊かな人間性の形成に努めます。

（２）子どもを健やかに育てる家庭・地域の育成

子どもの生きる力の基礎となる家庭教育を支援し、学校・家庭・地域の役割を再認識させ、地域全体で子どもたちを育む活動の推進に努めます。

子どもたちの体験活動の充実のために、地域の人材を活用した安全で安心して活動ができる居場所づくりを通して、地域ぐるみで見守り育てていく気運づくりに努めます。

（３）歴史文化遺産の活用と伝統文化の継承による郷土愛の醸成

市民共有の財産である歴史文化遺産の保護並びに積極的な活用を図り、郷土に伝わる歴史・伝統文化を伝承するとともに、学び継承することができる機会を拡充し、ふるさと島原への誇りと愛着をもつ心の育成に努めます。

3 スポーツを通じた人づくり・地域づくり

（１）ライフステージに応じた生涯スポーツの充実

世代を超えた総合型地域スポーツクラブの設立、市民参加型のスポーツイベントなどを推進し、市民誰もが、生き生きと、いつまでもスポーツに親しむことができる地域づくりに努めます。

（２）夢を育むジュニアスポーツの充実

「夢の教室」や「小中学生派遣事業」を通して、将来に向かって「夢・憧れ・志」を持つことの大切さを学ぶ機会を提供することで、ジュニアスポーツの活性化に努めます。

（３）スポーツを活用した地域活性化

ラグビーワールドカップ日本大会の公認キャンプ地、東京2020オリンピックレスリング競技やパラリンピックドイツ陸上競技の事前キャンプ地として世界的に認められた充実したスポーツ施設を有効活用して、国内外のトップレベルのスポーツ大会や各種スポーツ競技の合宿等を誘致することにより「国際観光スポーツ交流都市」としての位置付けを確かなものにし、交流人口の拡大と地域の活性化に努めます。

4 教育・スポーツ政策推進に向けた基盤整備の推進

（１）安全で快適な教育・スポーツ施設の整備

公共施設総合管理計画（個別施設計画）を基にした長寿命化改修によりトータルコストの低減を図りつつ、施設の耐久性を高め、建物の機能や性能を現代の社会的要請に応じたものへと整備します。

（２）時代ニーズに即した質の高い環境の整備

空調設備やトイレなどの住環境設備を時代ニーズに応じた、快適で安心して利用できるものへと整備します。

また、情報活用能力の育成、スキル定着を図るため学校 ICT 環境の整備充実を進めるとともに、効果的教育を実現するため教員の指導力向上を図ります。

(3) 誰もが安心して学ぶためのセーフティネットの構築

準要保護世帯に対する就学支援制度や経済的理由により修学が困難な者に奨学金を貸し付ける「貸付型奨学金」、市内への帰郷・定住を目的とした償還免除型の「もどってこんね奨学金」などの施策により、誰もが安心して修学するための学びのセーフティネット制度の推進を図ります。

本大綱は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき定めるものであり今後は、本大綱の目的に沿って島原市民全員の教育力を結集し「将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり」の実現に向けて全力で取り組みます。

なお、対象期間の中途において内容を見直す必要が生じた際には、教育委員会と協議の上見直すものとします。

令和2年 月 日
島原市長 古川 隆三郎

島原市教育大綱 第2期（案）と第1期（現行）との対照表

第2期（案）	第1期（現行）
【1 策定の趣旨】 平成27年4月施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、各地方公共団体の長は、その地域の実情に応じて当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。 本市でも法改正の趣旨を踏まえ平成28年3月に「島原市教育大綱」を策定し、“とことん子育てにやさしい教育のまち島原”の実現に向けて取り組んできました。 現大綱の対象期間が令和元年度末をもって終了することから、島原市総合教育会議（市長・教育長・教育委員で構成）の協議結果や市の最上位計画である「第7次島原市市勢振興計画」（令和2年3月策定）との整合性を踏まえ、新たに「第2期島原市教育大綱」を策定するものです。 【2 位置付け】 本大綱は、国及び長崎県の教育行政の動向、社会環境の変化、多様化する市民ニーズなどを勘案した上で、本市の将来都市像を定める「第7次島原市市勢振興計画」に基づき、本市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する分野の指針として位置付けます。 また、具体的な施策や事務事業については、「島原市教育振興基本計画」において展開することとします。 【3 対象期間】	【策定の趣旨】 平成26年、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正されました。 改正後の地教行法では、教育委員会を合議体の執行機関として、その権限を従前と同じ形で残すことにより、教育行政の政治的中立性及び継続性・安定性を確保する一方、地域住民の意向をより一層反映するため、地方公共団体の長による総合教育会議の設置と大綱の策定などが新たに規定されました。 この大綱は、このような法改正の趣旨を踏まえ、“とことん子育てにやさしい教育のまち島原”をめざし、本市教育等に関する総合的な施策の根本となる方針を定めたものです。 _____ _____ _____ _____ _____ _____

第 2 期（案）	第 1 期（現行）
令和 2 年度（2020 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの 4 年間とします。 【 4 目 標 】 1 確かな学力を身に付けた、心豊かでたくましく生きる子どもの育成 （1）学力 向上対策の充実 確かな学力を身に付けるとともに、グローバル化や情報化が急速に進む現代社会において、主体的に課題を解決し、能力を生かして自ら活躍の場を切り拓くことのできる人材の育成に努めます。 （2）地域と連携した豊かな心の育成 あいさつ運動や地域行事等の活動を通して郷土愛を育み、積極的に学校を地域に開き、地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図ります。また、幼児・園児を含む就学前教育についても、福祉・医療の関係機関及び幼・保・小との連携を軸とした教育に取り組みます。 さらに、いじめ・不登校・虐待問題については、医療機関等と連携し、行政・学校・専門機関が一体となり、相談業務の充実を図りながら未然防止を念頭に早期発見、早期解決に努めます。 （3）国際化、情報化に対応した人材の育成 小・中学校における外国語教育のさらなる充実を図るため、授業におけるALTの有効活用や、自分の考えをしっかりと表現できるコミュニケーション能力を有する人材の育成に努めます。 また、他国の文化や生活習慣についての理解を深めるなど、国際理解の推進を図ります。	— 【 目 標 】 1 生きぬく力を育む人づくり （1）学力の向上対策の充実 親の経済力や家族の形態等の生育環境に関係なく、すべての子どもに学ぶ権利を保障するため、きめ細かな教育を受けられ、グローバル化に対応した教育環境づくりに努めます。 （2）いのちを大切にす教育の充実 いじめ防止条例の普及・啓発、いじめアンケート実施等の取り組みを通して、いじめのない、一人ひとりの子どもが幸せに生きることができるよう、学校・地域・社会づくりに努めます。 — — —

第 2 期（案）	第 1 期（現行）
さらに、<u>情報化社会を生き抜くために必要な資質、能力を培うための取り組みを進めます。</u> (4) <u>健やかな体の育成</u> 食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を推進するとともに、 就学前から小・中学校まで連続したフッ化洗口事業の普及啓発を通して虫歯予防に取り組み、口腔の健康に努めます。	(3) <u>健康の保持増進と健やかな体の育成</u> 食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を推進し、<u>学校給食の充実発展に努めます。</u> 就学前から小学校まで連続したフッ化洗口事業の普及啓発を通して虫歯予防に取り組み、口腔の健康に努めます。
2 <u>豊かな心と郷土愛を育む、強い絆で結ばれた地域づくり</u> (1) 子どもから大人まで自由に学び合える<u>学習体制の充実</u> 公民館を拠点として、いつでもどこでも誰でも学ぶことができ、<u>学習で得た成果を地域に還元できる体制づくり</u>に努めます。 <u>社会教育関係団体の育成を図り、地域に根ざした活動の活性化を通して、会員の個性と能力を伸ばし、生きる力と豊かな人間性の形成に努めます。</u> (2) 子どもを健やかに育てる家庭・地域の育成 子どもの生きる力の基礎となる家庭教育を支援し、<u>学校・家庭・地域の役割を再認識させ、地域全体で子どもたちを育む活動の推進に努めます。</u> 子どもたちの<u>体験活動の充実のために、地域の人材を活用した安全で安心して活動ができる居場所づくりを通して、</u> <u>地域ぐるみで見守り育てていく気運づくりに努めます。</u>	2 <u>強い絆と豊かな心で結ばれた地域づくり</u> (1) 子どもから大人まで自由に学び合える<u>体制の充実</u> 公民館を拠点として、いつでもどこでも誰でも学べる<u>環境づくりを推進し、市民の交流と絆づくりに努めます。</u> <u>社会教育関係団体の育成を図り、地域に根ざした活動の活性化と誰もが様々な活動に参加できる機会の拡充に努めます。</u> (2) 子どもを健やかに育てる家庭・地域の育成 子どもの生きる力の基礎となる家庭教育を支援し、<u>学校・家庭・地域が一体となって、地域全体で子どもたちを育む活動の推進に努めます。</u> 子どもたちの<u>健全な育成のために、</u><u>安全で安心して活動ができる居場所づくりに努め、地域の人々とのふれあいを通して地域ぐるみで見守り育てていく気運づくりに努めます。</u>
(3) <u>歴史文化遺産の活用と伝統文化の継承による郷土愛の醸成</u> 市民共有の財産である<u>歴史文化遺産の保護並びに積極的な活用を図り、郷土に伝わる歴史・伝統文化を伝承するとともに、</u><u>学び継承すること</u>がで	(3) <u>歴史</u><u>的遺産の活用と伝統文化の継承による郷土愛の醸成</u> 市民共有の財産である<u>歴史</u><u>的遺産の保護と活用を図り、郷土に伝わる歴史・伝統文化を</u><u>学び継承すること</u>ができる機会を拡充し、

第２期（案）	第１期（現行）
きる機会を拡充し、ふるさと島原への<u>誇りと愛着</u>をもつ心の育成に努めます。 ３ スポーツを通じた人づくり・地域づくり （１）ライフステージに応じた生涯スポーツの充実 <u>世代を超えた総合型地域スポーツクラブの設立、市民参加型のスポーツイベントなどを推進し、市民誰もが、生き生きと、いつまでもスポーツに親しむことができる地域づくりに努めます。</u> （２）夢を育むジュニアスポーツの充実 「夢の教室」や「小中学生派遣事業」を通して、将来に向かって「夢・憧れ・志」を持つことの大切さを学ぶ機会を提供することで、ジュニアスポーツの活性化に努めます。 （３）スポーツを活用した地域活性化 <u>ラグビーワールドカップ日本大会の公認キャンプ地、東京2020オリンピックレスリング競技やパラリンピックドイツ陸上競技の事前キャンプ地として世界的に認められた充実したスポーツ施設を有効活用して、国内外のトップレベルのスポーツ大会や各種スポーツ競技の合宿等</u>を誘致することにより、「<u>国際観光スポーツ交流都市</u>」としての<u>位置付けを確かなものにし、交流人口の拡大と地域の活性化に努めます。</u> ４ <u>教育・スポーツ政策推進に向けた基盤整備の推進</u> （１）安全で快適な教育・スポーツ施設の整備 <u>公共施設総合管理計画（個別施設計画）を基にした長寿命化改修により</u>	ふるさと島原への <u>愛着と誇り</u>をもつ心の育成に努めます。 ３ スポーツを通じた人づくり・地域づくり （１）ライフステージに応じた生涯スポーツの充実 <u>子どもから高齢者までスポーツの絆を広げるため、総合型スポーツクラブの充実、また、市民だれもがいつでも、どこでも気軽にスポーツに親しむことができるようニーズに応じたスポーツ活動の提供・充実に努めます。</u> （２）夢を育むジュニアスポーツの充実 「夢の教室」や「小中学生派遣事業」を通して、将来に向かって「夢・憧れ・志」を持つことの大切さを学ぶ機会を提供することで、ジュニアスポーツの活性化に努めます。 （３）スポーツを活用した地域活性化 <u>国体の開催で整備充実したスポーツ施設を有効に活用するため、全国・国際大会やスポーツ合宿等を誘致することにより、交流人口を拡大することで地域の活性化に努めます。</u> ４ <u>安全で安心な教育環境づくり</u> （１）<u>快適で豊かな教育関係施設の充実</u> <u>学校施設、社会教育施設、スポーツ施設の施設整備の充実に努めます。</u>

第 2 期（案）	第 1 期（現行）
トータルコスト低減を図りつつ、施設の耐久性を高め、加えて建物の機能や性能を現代の社会的要請に応じたものへと整備します。 (2) 時代ニーズに即した質の高い環境の整備 空調設備やトイレなどの住環境設備を時代ニーズに応じた、快適で安心して利用できるものへと整備します。 また、情報活用能力の育成、スキル定着を図るため学校ICT環境の整備充実を進めるとともに、効果的教育を実現するため教員の指導力向上を図ります。 (3) 誰もが安心して学ぶための修学支援制度の推進 準要保護世帯に対する就学支援制度や経済的理由により修学が困難な者に奨学金を貸し付ける「貸付型奨学金」や本市出身の若者の市内への帰郷・定住を目的とした償還免除型の「ふるさとにもどってこんね奨学金」などの施策により、誰もが安心して学ぶための修学支援制度の推進を図ります。 本大綱は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 の規定に基づき定めるものであり今後は、本大綱の目的に沿って島原市民全員の教育力を結集し「将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり」の実現に向けて全力で取り組みます。 なお、対象期間の途中において内容を見直す必要が生じた際には、教育委員会と協議の上見直すことができるとします。	(2) 安心して学べる教育環境の充実 教育環境設備の充実に努めます。 情報教育環境設備の充実に努めます。 (3) 夢の実現に向けた修学支援の充実 奨学金制度の適正な運営を図り、奨学金返還免除等を含めた新たな奨学金制度の導入に努めます。 準要保護児童生徒援助事業の適正な実施に努めます。 この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定に基づき定めるものです。 この大綱の期間は、平成 2 8 年度から平成 3 1 年度までの 4 年間としますが、この期間の途中において、必要に応じて内容の見直しを行うことができるものとします。